

産業脱炭素化推進部会設置要綱

(設置)

第1条 脱炭素社会の実現に向け、産業分野における温室効果ガス排出量の削減や有効利用、吸収源に関する対策等の推進に当たり、山口県環境政策推進本部設置要綱第6条第1項の規定に基づき、産業脱炭素化推進部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた産業分野における総合的な戦略の策定及び各種施策の総合調整に関すること。
- (2) 総合的な戦略及び各種施策の推進並びに進行管理に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会長は、副知事をもって充てる。

2 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、産業労働部産業脱炭素化推進室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

環境生活部長、産業労働部理事（産業脱炭素化担当）、農林水産部長、土木建築部長、企業局長、副教育長
--